

保護者版

摂津市学校給食等における
食物アレルギー対応マニュアル

摂津市教育委員会

令和 7 年10月

1. 摂津市の学校給食等における 食物アレルギー対応の基本的な考え方

(はじめに)

摂津市では、食物アレルギーを有する子どもたちが安全に学校生活を送り、またできるだけみんなと同じようにおいしい給食を食べることができるよう、国の「学校給食における食物アレルギー対応指針」などをもとに、アレルギー対応を行っています。

子どもたちが給食を含め安全・安心な学校生活を送るためにには、学校と各家庭との連携・協力関係は不可欠です。保護者の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

摂津市の食物アレルギー対応の基本的な考え方

- 1 安全性を最優先とし、可能な範囲で食物アレルギーを有する児童生徒等に給食を提供する
- 2 担当者だけではなく、学校全体で取り組む
- 3 関係機関(学校、保護者、教育委員会、主治医、学校医)と連携する
- 4 完全除去対応(提供するかしないか)を基本とする

1. 基本的事項

- (1) 除去食はアレルギー用トレーにのせて給食室または配膳室から提供します。その日の除去食以外の給食は教室で量を調整したうえで配膳し、アレルギー用トレーにのせて食べます。その日の給食はすべておかわりができません。また、持参食や給食中止、教室で配らない等のアレルギー対応がある日も同様の対応となります。
- (2) 食物アレルギー対応の申請は1年毎の更新とし、在校生は2月末までに、新入生は入学式までに、学校給食食物アレルギー給食対応申請書(様式1)、学校生活管理指導表(アレルギー疾患食物用)(様式2)を学校に提出していただきます。
- (3) 学校内で協議し、安全に給食が提供できないと判断した場合、給食を提供することができません。



2. 摂津市学校給食における食物アレルギー対応

本市の学校給食におけるアレルギー対応は集団給食を基本としながら、健康管理の一環として、児童生徒の発育、発達状況および精神面等を考慮したうえで、可能な範囲で行うものとしています。本市の食物アレルギー対応は次のとおりです。

詳細な 献立表対応	対象	● アレルギー対応を希望する児童生徒
	対応	「アレルギー食品使用予定献立表」(詳細な献立表)を作成します。 (アレルギー対応の基本です。保護者と学校、調理員がアレルギー対応を共有する基礎資料とします。)
除去食 対応	対象	● 除去対応食物(鶏卵・うずら卵(以下、「卵」という。)、牛乳・乳製品(以下、「乳」という。))の食物アレルギーを有する児童生徒
	対応	個々の状況に合わせた対応は行わず、原因食物を完全に除去したものを提供します。 ⇒原因食物を給食に入れる前に取り分けて調理したもの提供します。 (ただし、炊き込みご飯、混ぜご飯、スチームコンベクションオーブン料理は対象外。)
一部持参食 対応	対象	● 除去対応食物(卵、乳)を調理工程上除去できない料理の場合 ● 除去対応食物(卵、乳)以外の食物にアレルギーを有する児童生徒
	対応	(該当日のみ)おかず等の持参をお願いします。
給食中止 (完全持参食 対応)	対象	● 調味料・だし・添加物 ^{注1} の除去が必要な児童生徒 ● 加工食品の原材料の欄外表記(注意喚起表示) ^{注2} の表示がある場合についても除去指示がある児童生徒 ● 食器や調理器具の共用ができない児童生徒 ● 揚げ油の共用ができない児童生徒 ● コンタミネーション*が不可の児童生徒 ● その他、学校給食で対応が困難と考えられる場合
	対応	給食提供を中止し、毎日弁当の持参をお願いします。

※ 自己除去対応および代替食対応*は行いません。

※ 食材の持ち込みによる学校での調理や給食での慣らし食は行いません。

* 代替食対応

原因食物を給食から除き、それに代わる食材を補う対応。

文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」より

注1 [調味料・だし・添加物]

食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい下記の食品については、完全除去を原則とする学校給食においても、基本的に除去する必要はない。

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖、乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ、酢、みそ
大豆	大豆油、しょうゆ、みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし、いりこだし、魚しょう
肉類	エキス

注2 [注意喚起表示]

原材料には使っていなくても、コンタミネーションが生じる可能性を否定できない場合、食品メーカーが原材料表示の欄外に行う表示のこと。

例) ●同一工場、製造ライン使用によるもの

「本品製造工場では○○(特定原材料等の名称)を含む製品を製造しています。」

●原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」

●えび、かにを捕食していることによるもの

「本製品(かまぼこ)で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

※ 上記 2 点について対応が必要な児童生徒は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、本市では給食中止(完全持参食対応)といたします。

* コンタミネーション

食品を生産する際に、原材料としていないにもかかわらず、同一工場で加工しているために、特定 原材料 (アレルゲンを含む食品として、加工食品に表示が義務付けられているもの) などが意図せず最終加工品に混入すること。

例)・製造ラインを共有する

・・・複数の製品を作る際、共通のベルトコンベアーや、同じ釜を使用する事でアレルゲンとなる食品が混入する。

・同じ工場内で同じ時間に製造する

・・・同じ工場内で小麦使用のケーキと米粉使用のケーキを作っている場合、小麦が空気中に浮遊して隣の米粉の製造ラインに混入する。

3. 摂津市学校給食における対応食物

「特定原材料」および「特定原材料に準ずるもの」(以下、「28品目」という。)について、本市の学校給食での対応は次のとおりです。

摂津市学校給食における対応食物

	原因食物	除去食対応する食物	持参食対応する食物	使用しない食物
食品表示基準 <u>(特定原材料)</u> 特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの。	えび			●
	かに			●
	くるみ			●
	小麦	●		
	そば			●
	卵(鶏卵・うずら卵)	●	●*	
	乳(牛乳・乳製品)	●	●*	
消費者庁 次長通知 <u>(特定原材料に準ずるもの)</u> 症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないもの。	落花生			●
	アーモンド			●
	あわび			●
	いか		●	
	いくら			●
	オレンジ		●	
	カシューナッツ			●
	キウイフルーツ			●
	牛肉		●	
	ごま		●	
	さけ		●	
	さば		●	
	大豆		●	
	鶏肉		●	
	バナナ			●
	豚肉		●	
	マカダミアナッツ			●
	もも		●	
	やまいも			●
	りんご		●	
	ゼラチン		●	

※ 調理工程上除去できない場合など、一部持参食対応になる場合があります。

※ 原因物質は令和7年10月1日現在のものです。

28品目以外で使用しない食物

	食物名
<u>摂津市独自で使用しない</u> 食物としているもの	・28品目に含まれないその他のナッツ類 ・非加熱食材(鶏卵、野菜、果物)

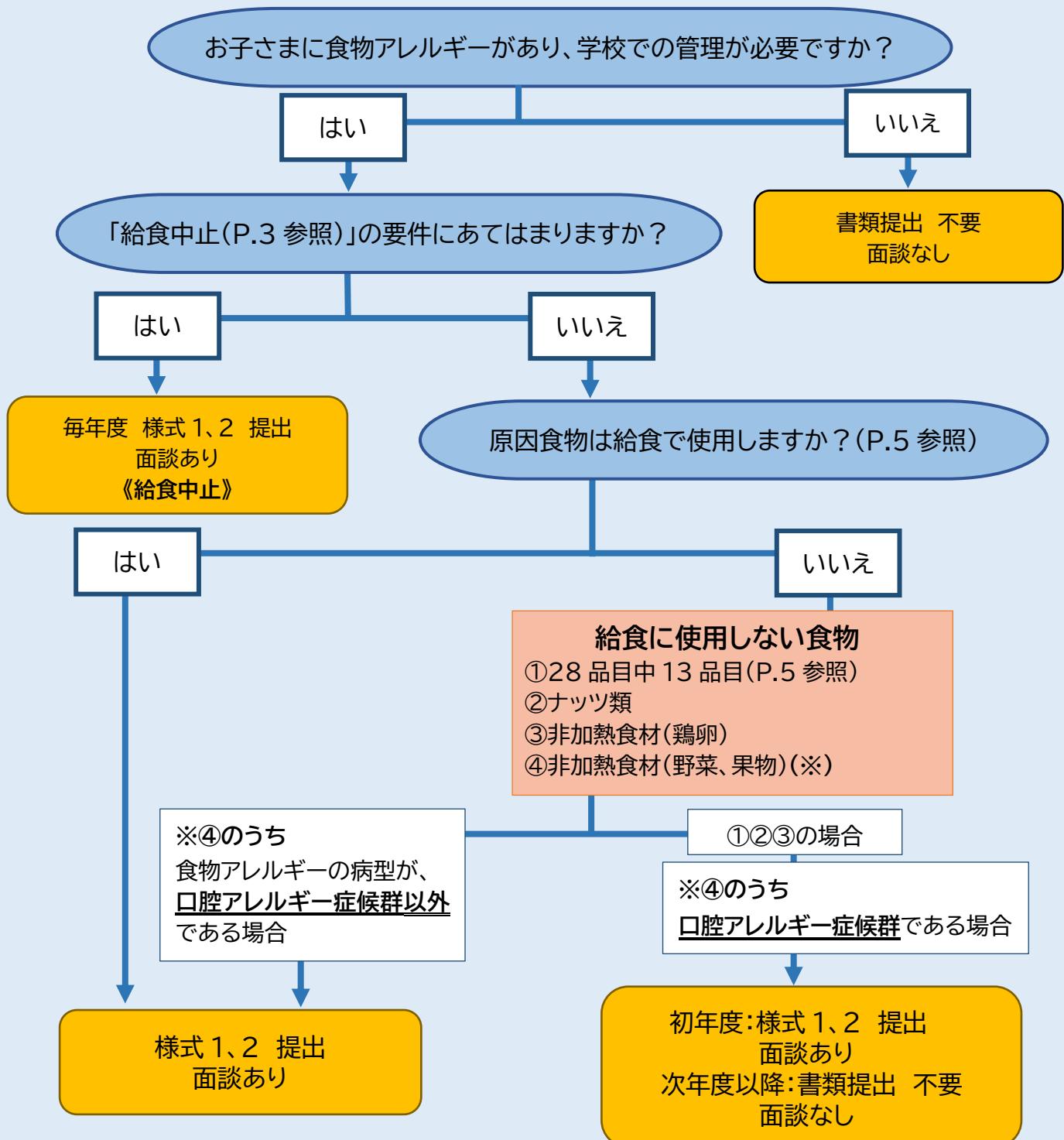
2. 食物アレルギー対応の手順

1. 対象とする児童生徒の範囲

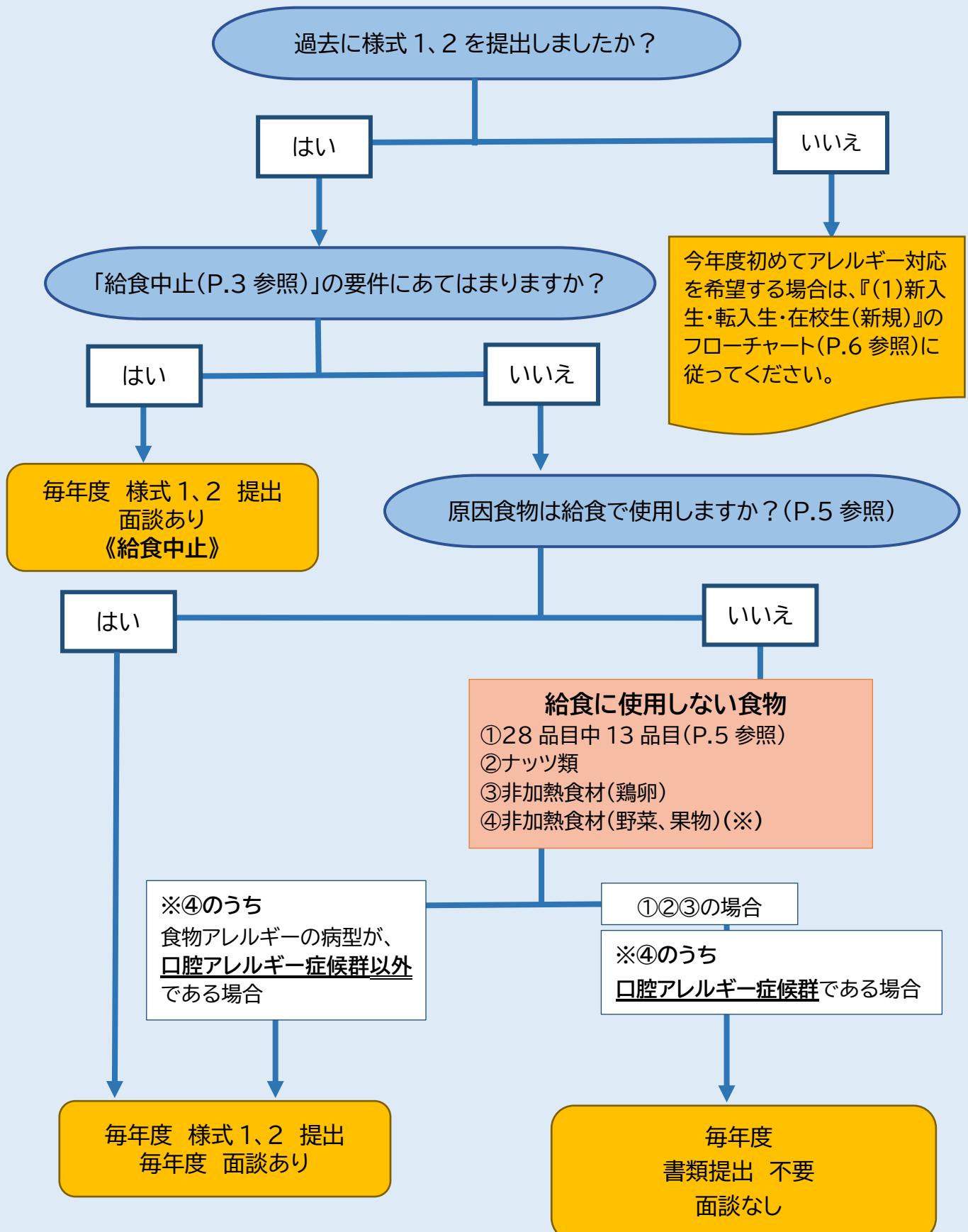
食物アレルギー対応の対象は①～③のいずれにも該当する児童生徒です。

- ① 原因食物を摂取することにより、アレルギー症状が現れる児童生徒
- ② 医師の検査、診断により食物アレルギーを有すると判定された児童生徒
- ③ 家庭において除去食等の対応が行われている児童生徒

(1) 新入生・転入生・在校生(新規)フローチャート



(2) 在校生(継続)フローチャート



2. 対応内容の変更(解除、追加)、給食中止について

(1) 食物アレルギー対応の解除

対応の解除(一部の食物のみ解除する場合も含む)を希望する場合。

- ①保護者は医師の指示のもと、家庭で原因食物を摂取し、症状が出ないことを確認のうえ、医療機関を受診し、「食物アレルギー対応解除届(様式 7)」を学校に提出する。
- ②学校は保護者と面談を実施する。
- ③学校は「食物アレルギー対応の決定通知書(様式 6)」を保護者に渡す。

(2) 食物アレルギー対応の追加

年度途中で対応食物の追加を希望する場合。

- ①保護者は医師の指示のもと、「食物アレルギー対応申請兼同意書(様式 1)」および「学校生活管理指導表(様式 2)」を学校に提出する。
- ②学校は保護者と対面面談を実施する。
- ③学校は「食物アレルギー対応の決定通知書(様式 6)」を保護者に渡す。

(3) 給食中止

給食中止(完全持参食対応)の対象となる場合(P.3 参照)。

個別面談後、給食中止の対象と決定した場合、保護者は「学校給食中止届(様式 8)」を記入し、学校に提出する。

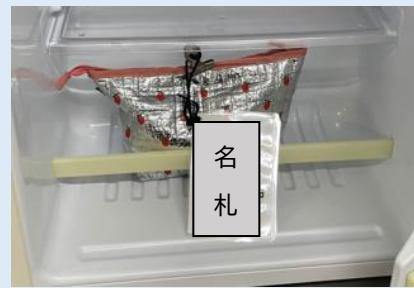
3. 食物アレルギー対応を考慮した給食の流れと現場での対応

毎月の対応の流れ

日程	学校	保護者
前月上旬	<p>①【アレルギー食品使用予定献立表作成】 (以下、「アレルギー献立表」という。) 対象者の食物アレルギー情報をもとに、個人別のアレルギー献立表を栄養教諭等が作成します。</p>	
前月中旬	<p>②【アレルギー対応委員会】 管理職、養護教諭、学級担任等、栄養教諭等、調理員で各児童生徒のアレルギー対応を確認します。</p>	
前月下旬	<p>③【アレルギー献立表配付】 アレルギー献立表封筒に献立表を入れて、学級担任から児童生徒を通じて保護者にお渡します。</p>	<p>④【献立表確認】 内容を確認し、アレルギー献立表封筒に署名をお願いします。</p>
当日	<p>【アレルギー対応について周知】 学校内での連絡を密にし、教職員・調理員間で情報共有します。 担任はアレルギー献立表により除去食実施日と持参食を再度確認し、確実に把握します。</p>	<p>【封筒の提出】 児童生徒を通して、封筒のみを学校に返却ください。 質問・疑問点などがある場合は、その旨を記載した手紙等で学校にご連絡ください。 (※前月末までに返却がないと給食提供不可)</p>
	<p>【除去食・持参食対応】 アレルギー用トレーを使用し、除去食を提供します。持参食がある日はアレルギー用トレーのみ提供します。</p>	<p>【除去食・持参食当日の声掛け】 除去食対応がある日と持参食がある日は、保護者から児童生徒本人に何が除去食か持参食かを話し、本人も確認するよう声掛けをお願いします。</p>

4. 持参食の管理について

- 持参食をレンジ等で温めることはしません。



《小学校》

- 学級担任等は当日の朝、持参食を児童が持つて来たかを確認します。
- 教職員は職員室内の除去食専用冷蔵庫でアレルゲンが混入しないように保管します。原則、全て冷蔵庫保管ですが、パン・保温ジャーによる持参食はその限りではありません。
- 教職員は届いた持参食に名札等をつけ、取り間違えのないよう管理します。
- 学級担任等は持参食を児童が職員室に取りに行つたかを確認し、職員室では児童が取りに来たかを確認します。

《中学校》

- 持参食は生徒自身で管理し、職員室では預かりません。
- ヨーグルトなど温度管理が必要なものは持参しないでください。

5. 家庭との連携について

- 事前に除去食の希望提供量を学校に伝えてください。
- 除去食対応の日および持参食の日の把握を確実に行ってください。
- 除去食対応の日および持参食の日は、保護者から児童生徒本人に必ず声かけお願いします。
- 児童生徒本人が提供される除去食、持参食が何かを確認できるように保護者から説明をお願いします。
- 医師の診断により原因食物に変化があり、アレルギー対応の変更が必要である場合、速やかに学校(学級担任等)へ連絡をお願いします。

6. アレルギー対応にかかる給食費の取り扱い

条件	取り扱い
給食中止(完全弁当対応)の場合	給食費全額を徴収しない
飲用牛乳を停止する場合	飲用牛乳相当額を減額する
パンを停止する場合	パン相当額を減額する

※ 給食費の改定等により変更となることがあります。

3. 食物アレルギー対応に使用する様式一覧

様式	名称	説明	記入者					保管
			保護者	学校	給食センター	医療機関	備考	
1	食物アレルギー対応 申請兼同意書 (給食・学校生活管理用)	除去食、持参食等の給食対応を申請する様式。	○				学校が保護者に 様式を渡す。	学校
2	学校生活管理指導表 (食物アレルギー疾患用)	除去食、持参食等の給食対応を申請する様式。				○	学校が保護者に 様式を渡し、医療機関受診時に 主治医が記入。	学校
3	食物アレルギー対応 申請兼同意書 (学校生活管理用)						令和7年度まで 使用	学校
4	面談記録表	面談時の内容を記録する様式。		○			学校関係者で内 容共有・確認を行 う。	学校
5	除去食・持参食を 実施するうえでの 確認事項	学校での食物アレルギー対応を行うにあたり、 保護者に内容を確認し たうえで、署名してもら う様式。	○					学校
6	食物アレルギー対応の 決定通知書	対応委員会において確 定した食物アレルギー対 応を通知する様式。		○			初年度と対応変 更となつた場合 のみ作成・配付 を行う。	保護者
7	食物アレルギー対応 解除届	年度途中で食物アレルギー対応の解除を申請する様式。	○			○	主治医意見書は 医師が記入。	学校
8	学校給食中止届	給食提供の中止が必要な場合に申請する様式。	○					学校
9	アレルギー除去食 チェック表 (委託業者から 配膳室用)	除去食の各工程(調理か ら受け渡しまで)におけ るチェック様式。			○			教育委員会
10	食物アレルギー 児童生徒一覧表	食物アレルギーを有す る児童生徒の給食対応 から学校生活全般にお ける対応を把握するた めの様式。		○				教育委員会

4. 食物アレルギー対応に関する Q&A

「学校生活管理指導表(食物アレルギー疾患用)」について

Q1. 学校生活管理指導表を提出せずに、除去食対応していただくことは可能ですか？

A. 提出が無い場合は除去食対応(学校管理)ができません。食物アレルギーの対応は医師の診断に基づき、学校での配慮や取り組みを決定します。そのため、医療機関を受診のうえ、「食物アレルギー対応申請兼同意書(給食・学校生活管理用)(様式 1)」と「学校生活管理指導表(食物アレルギー疾患用)(様式 2)」の提出をお願いします。

Q2. 学校生活管理指導表は毎年提出する必要があるのですか。

A. アレルギー疾患は1年経過すると症状の緩和や悪化、または新規に発症する可能性があります。したがって、「学校生活管理指導表(食物アレルギー疾患用)(様式 2)」は1年ごとに更新し、提出をお願いします。

Q3. アレルゲンとなる食物が増えたり、減ったり、無くなったりした場合はどうすれば良いですか？

A. アレルゲンとなる食物が減った場合や無くなったりした場合は「食物アレルギー対応解除届(様式 7)」による申請が必要です。また、増えた場合は「食物アレルギー対応申請兼同意書(給食・学校生活管理用)(様式 1)」と「学校生活管理指導表(食物アレルギー疾患用)(様式 2)」を再度提出していただく必要があります。詳細についてはP.8 の「2. 対応内容の変更(解除、追加)、給食中止について」をご参照ください。

Q4. 希望すればだれでも対面ではなく、電話面談にしてもらえますか？

A. 面談は原則対面面談です。ただし、本市が指定する対面面談の対象項目に該当しておらず、保護者が希望する場合は電話面談を選択することもできます。

学校給食における対応について

Q5. 除去食対応の給食や持参食以外は、おかわりはできますか？

A. 除去食、持参食がある日は個包装の食品も含めたすべての給食がおかわりできません。アレルギー用トレーを使用する日は配膳時に除去食、持参食以外の給食の量を調整します。

Q6. 卵だけでなく、他の食物にもアレルギーがあります。除去食対応はどうなりますか？

A. 除去食対応は卵(鶏卵・うずら卵)・乳(牛乳・乳製品)のみです。他の食物にもアレルギーを有する場合、卵を含む料理は除去食対応(「2. 摂津市学校給食における食物アレルギー対応(P.3)」を参照)、他のアレルゲンを含む料理は持参食対応になります。

Q7. 卵にアレルギーがあり、加熱したものは食べられますが、生卵のみが食べられません。

卵はすべて除去食となりますか？

A. 生卵および卵を使用したドレッシングやマヨネーズは給食では使用しないため、除去食ではなく他の児童生徒と同じ給食を提供します。

Q8. 乳アレルギーがありますが、パンは食べられます。給食のパンを提供してもらえますか？

A. 給食のパンには乳が含まれているため、パンは提供せず、持参食対応になります。本市では安全確保のために多段階の対応は行わず、原因食物を提供するかしないかの二者択一の対応を行っています。飲用牛乳から少量使用まで、アレルゲンが含まれる量に関係なく除去食、持参食となります。

Q9. 給食の食器を個人専用に用意してもらうことはできますか？

A. 個人専用に用意することはできません。食器や調理器具を専用にしないといけないほどの重篤なアレルギーを有する場合は、安全面から給食提供を中止しております。その他、「2. 摂津市学校給食における食物アレルギー対応(P.3)」の「④給食中止」の対象に記載されている児童生徒も同様に給食の提供はできません。

持参食について

Q10. 持参食を持たせるのを忘れた場合、どうしたらいいですか？

A. まず学校にご連絡下さい。可能であれば給食時間までに持参食を職員室に届けてください。無理な場合は食べられる給食を多めに配膳します。

【様式1】保護者記入用紙

食物アレルギー対応申請兼同意書(給食・学校生活管理用)

令和 年 月 日

摂津市立

学校長様

食物アレルギーによる学校給食への対応について、医療機関を受診し、医師が記載した学校生活管理指導表(食物アレルギー疾患用)にもとづき、申請します。あわせて、学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、申請書・指導表に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名

見本

(ふりがな) 児童生徒氏名	年月日		平成 令和	年 月 日
緊急連絡先	①保 ②保	新規発症等にて様式が必要な場合は、学校へ ご一報いただくようお願いいたします。		
緊急時の 医療機関	医療 住所			
家庭で除去食を どのように実施し ているか				

※以下の項目のうち、1つでも該当する場合、対面面談となります。

条件にあてはまらない場合は、ご希望の形式に○をつけてください。

- ・新入生や転入生など初回対応時
- ・アナフィラキシーの既往が【なし】→【あり】に変更になった場合
- ・原因食物に変更がある場合
- ・エピペンが処方されている場合

面談形式 (対面面談 ・ 電話面談) を希望します。

ただし、電話面談を希望されても、学校が必要と判断した場合は対面面談をお願いする事があります。

【様式1】保護者記入用紙

食物アレルギー対応申請兼同意書(給食・学校生活管理用)

記入例

令和□□年△月○日

摂津市立 ○○ 学校長様

食物アレルギーによる学校給食への対応について、医療機関を受診し、医師が記載した学校生活管理指導表(食物アレルギー疾患用)にもとづき、申請します。あわせて、学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、申請書・指導表に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名 摂津 太郎

記

(ふりがな) 児童生徒氏名	せつづ はなこ 摂津 花子	新 2 年	生年月日	平成 令和 30年 4月 30日
緊急連絡先	①保護者氏名 摂津 正子	電話番号	060-1234-9876 自宅・職場・その他(携帯)	
	②保護者氏名 摂津 太郎	電話番号	06-1234-000△ 自宅・職場・その他()	
緊急時の 医療機関	医療機関名 太陽病院	電話番号	06-1234-△□△□	
	住所 大阪市大阪区本町1-5			
家庭で除去食を どのように実施し ているか	食べられないものを除いている。例えば、卵なしのお好み焼きなど。 医師の指導により、減感作療法をしているので少量ずつチャレンジしている。			

※以下の項目のうち、1つでも該当する場合、対面面談となります。

条件にあてはまらない場合は、ご希望の形式に○をつけてください。

- ・新入生や転入生など初回対応時
- ・アナフィラキシーの既往が【なし】→【あり】に変更になった場合
- ・原因食物に変更がある場合
- ・エピペンが処方されている場合

面談形式 (対面面談 ・ 電話面談) を希望します。

ただし、電話面談を希望されても、学校が必要と判断した場合は対面面談をお願いする事があります。

【様式2】 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 組 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

食物アレルギー (あり ・ なし)		アナフィラキシー (あり ・ なし)		★保護者 電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話: 記載日 年 月 日 医師名 (印)
病型・治療		学校生活上の留意点		
A 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載)		A 給食		
1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー		1. 管理不要 2. 管理必要		
B アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)		B 食物・食材を扱う授業・活動		
1. 食物 (原因) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 () 5. 医薬品 () 6. その他 ()		1. 管理不要 2. 管理必要		
C 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去		C 部活動等		
1. 鶏卵 《 》 2. 牛乳・乳製品 《 》 3. 小麦・大麦 《 》 4. ソバ 《 》 5. ピーナッツ 《 》 ↓ () に具体的な食品名を記載 6. 甲殻類 《 》 (すべて・エビ・カニ) 7. 木の実類 《 》 (すべて・クルミ・カシュー・アーモンド) 8. 果物類 《 》 () 9. 魚類 《 》 () 10. 肉類 《 》 () 11. その他1 《 》 () 12. その他2 《 》 ()		1. 管理不要 2. 管理必要		
※果物類、野菜類に「生」の記載がある場合、口腔型アレルギーと判断いたします。		D 外活動		
E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの		E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの		
新規発症等にて様式が必要な場合は、学校へ ご一報いただくようお願いいたします。		F その他の配慮・管理事項(自由記述)		
D 緊急時に備えた処方薬		魚類:かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類:エキス		
1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬)(薬品名: 2. アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」) 3. その他 ()		F その他の配慮・管理事項(自由記述)		
E アレルゲンを揚げた油の再利用		医療機関名		
1. 可 2. 不可				
F 食器や調理器具の共用				
1. 可 2. 不可				
G コンタミネーションの可否				
1. 可 2. 不可 不可の場合、その原因食物 ()				

【作成】(公財)日本学校保健会 【2024 改訂】摂津市教育委員会

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名 _____

【様式2】 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

名前 摂津 花子 (男・女) H30 年
※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要な場合に使用する。

【記入例】アレルゲンが以下の児童・生徒の場合

鶏卵・ピーナッツ・ナッツ全般・
生の果物(バナナ・リンゴ)・魚(サバ・イクラ)・里芋

提出日 □□ 年 △ 月 ○ 日

食物アレルギー (あり・なし)		【記入例】アレルゲンが以下の児童・生徒の場合 鶏卵・ピーナッツ・ナッツ全般・ 生の果物(バナナ・リンゴ)・魚(サバ・イクラ)・里芋		★保護者 電話:																																					
病型・治療		学校生活上の留意点		★連絡医療機関 医療機関名:																																					
A 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) <ol style="list-style-type: none"> 即時型 口腔アレルギー症候群 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 		A 給食 <ol style="list-style-type: none"> 管理不要 管理必要 		★緊急時連絡先 電話:																																					
B アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) <ol style="list-style-type: none"> 食物 (原因 鶏卵) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 運動誘発アナフィラキシー 昆虫 () 医薬品 () その他 () 		B 食物・食材を扱う授業・活動 <ol style="list-style-type: none"> 管理不要 管理必要 		*保護者記入欄* 緊急搬送先ではありません。																																					
C 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 <table border="1"> <tr> <td>1. 鶏卵</td> <td>《 ①②③ 》</td> <td>〔除去根拠〕該当するもの全てを《 》内に記載</td> </tr> <tr> <td>2. 牛乳・乳製品</td> <td>《 》</td> <td>①明らかな症状の既往 ②食物経口負荷試験陽性</td> </tr> <tr> <td>3. 小麦・大麦</td> <td>《 》</td> <td>③IgE抗体等検査結果陽性 ④未摂取</td> </tr> <tr> <td>4. ソバ</td> <td>《 》</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. ピーナッツ</td> <td>《 ①③ 》</td> <td>↓()に具体的な食品名を記載</td> </tr> <tr> <td>6. 甲殻類</td> <td>《 》</td> <td>(すべて・エビ・カニ)</td> </tr> <tr> <td>7. 木の実類</td> <td>《 ①③ 》</td> <td>(すべて・クルミ・カシュー・アーモンド)</td> </tr> <tr> <td>8. 果物類</td> <td>《 ①③ 》</td> <td>(生のりんご、生のバナナ)</td> </tr> <tr> <td>9. 魚類</td> <td>《 ①③ 》</td> <td>(サバ・イクラ)</td> </tr> <tr> <td>10. 肉類</td> <td>《 》</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11. その他1</td> <td>《 ①③ 》</td> <td>(里芋)</td> </tr> <tr> <td>12. その他2</td> <td>《 》</td> <td>()</td> </tr> </table>		1. 鶏卵	《 ①②③ 》	〔除去根拠〕該当するもの全てを《 》内に記載	2. 牛乳・乳製品	《 》	①明らかな症状の既往 ②食物経口負荷試験陽性	3. 小麦・大麦	《 》	③IgE抗体等検査結果陽性 ④未摂取	4. ソバ	《 》		5. ピーナッツ	《 ①③ 》	↓()に具体的な食品名を記載	6. 甲殻類	《 》	(すべて・エビ・カニ)	7. 木の実類	《 ①③ 》	(すべて・クルミ・カシュー・アーモンド)	8. 果物類	《 ①③ 》	(生のりんご、生のバナナ)	9. 魚類	《 ①③ 》	(サバ・イクラ)	10. 肉類	《 》		11. その他1	《 ①③ 》	(里芋)	12. その他2	《 》	()	C 運動(体育・部活動等) <ol style="list-style-type: none"> 管理不要 管理必要 		※本欄に○がついた場合、給食中止となります。	
1. 鶏卵	《 ①②③ 》	〔除去根拠〕該当するもの全てを《 》内に記載																																							
2. 牛乳・乳製品	《 》	①明らかな症状の既往 ②食物経口負荷試験陽性																																							
3. 小麦・大麦	《 》	③IgE抗体等検査結果陽性 ④未摂取																																							
4. ソバ	《 》																																								
5. ピーナッツ	《 ①③ 》	↓()に具体的な食品名を記載																																							
6. 甲殻類	《 》	(すべて・エビ・カニ)																																							
7. 木の実類	《 ①③ 》	(すべて・クルミ・カシュー・アーモンド)																																							
8. 果物類	《 ①③ 》	(生のりんご、生のバナナ)																																							
9. 魚類	《 ①③ 》	(サバ・イクラ)																																							
10. 肉類	《 》																																								
11. その他1	《 ①③ 》	(里芋)																																							
12. その他2	《 》	()																																							
D 宿泊を伴う校外活動 <ol style="list-style-type: none"> 管理不要 管理必要 		E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの		鶏卵 : 卵殻カルシウム 牛乳 : 乳糖・乳清焼成カルシウム 小麦 : 醤油・酢・味噌 大豆 : 大豆油・醤油・味噌 ゴマ : ゴマ油 魚類 : かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類 : エキス																																					
D 緊急時に備えた処方薬 <ol style="list-style-type: none"> 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬)(薬品名:アレグラ) アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」) その他 () 		F その他の配慮・管理事項(自由記述)		医療機関名																																					
E アレルゲンを揚げた油の再利用 <ol style="list-style-type: none"> 可 不可 		F 食器や調理器具の共用 <ol style="list-style-type: none"> 可 不可 		G コンタミネーションの可否 <ol style="list-style-type: none"> 可 不可 																																					
全てのアレルゲンに対して、揚げ油の再利用ができる場合は、可に○、1つでもできない場合は、不可に○ E・F・Gにおいて、全てのアレルゲンに対して、1つでも不可の場合、給食中止となります。 不可の場合、その原因食物																																									

【作成】(公財)日本学校保健会 【2024 改訂】摂津市教育委員会

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名 摂津 正子